

ついで、同法第二百九十四条の規定は所屬認可特定保険業者の
ために保険募集を行う者について、同法第二百九十四条の規定（この
規定に係る罰則を含む）は認可特定保険業者又は認可特定保険
業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の
保険契約の締結又は保険募集について、同法第二百九条の規定
は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険
契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それ
ぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定
める。

第二百七十五条第一項第二号の項から第二百八十三条第五 項の項まで（略）	
第二百九十四条 第一号	商号、名称又は 氏名
改正後の第二百九十四条第三項第一号の項	名称
第二百九十四条 第三号	内閣府令
改正後の第二百九十四条第三項第三号の項	主務省令
第二百九条第一項	行為（次条に規 定する特定保険 契約の締結又は その代理若しくは 媒介に關しては 第二号に規定す る契約事項のうち 重要な事項を告 げない行為及び 第九号に掲げる 行為を除く。）
第二百九条第一項第一号の項（改正により追加）	行為
第二百九条第一項第七号の項から第二百三十一条第一項第四 号の項まで（略）	

（公益法人等に関する経過措置）

第五条①②（略）

③ 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合において
は、その者を保険会社等又は所屬保険会社等と、その者のため
に保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特
定保険募集人とそれぞれみなして、保険業法第二百八十三条
第二項第四号及び第三項を除く。及び第二百八十一条（第一
号から第二号までに係る部分に限る）の規定（これらの規定に
係る罰則を含む）を適用する。この場合において、同法第二百
八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「第一項の規
定は」と、妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から

④ 保険募集再委託者等に対する求償権の行使を妨げない」とある
のは妨げない」と、同法第五項中「第二項及び第一項」とあ
るののは「第二項」とする。
⑤（略）